

「健康経営®」に関する認定制度について

— その2 茨城県の認定制度 —

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部

※「健康経営®」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

1. 「いばらき健康経営推進事業所認定制度」について

茨城県では『県民が日本一幸せな県』の実現に向けて、県民の健康寿命日本一を目指す「いばらき健康寿命日本一プロジェクト」に取り組んでおり、その一環として生まれたのが「いばらき健康経営推進事業所認定制度（以下「県制度」）」です。

茨城県では現在、働く世代のメタボリックシンドローム該当者の割合が全国平均と比較して高いという健康課題を抱えています。そこで県は、従業員の健康に配慮した取り組みを実施している企業を「いばらき健康経営推進事業所」として認定することで、働く世代の健康増進を促しています。県制度は2018年からスタートし、2023年2月1日現在、260団体が認定されています。

全国健康保険協会茨城支部（以下「協会けんぽ」）は、県制度が始まった2018年度に茨城県と「健康経営の推進に関する連携協定」を締結し、県制度の企画・推進において、茨城県と連携して取り組んでいます。

協会けんぽ加入事業所においては、本誌の3月号で紹介した協会けんぽの「健康づくり推進事業所認定制度（以下「協会制度」）」の認定を受けることが県制度への申請の前提条件となっていますが、協会けんぽでは、協会制度の認定を受ける際に提出するチェックシートの内容を県制度の認定要件とほぼ同じにすることや、県制度の申請窓口を協会けんぽとすること（協会けんぽ加入事業所のみ）などにより、県制度へステップアップしやすいようにサポートしています。

県制度は例年6月頃に申請期間が始まりますが、協会制度は申請期間を限定しておりませんので、協会制度の認定を受けていない方は、県制度への申請も見据え、まずは協会制度の認定に向けて取り組んでみてはいかがでしょうか。

2. 県制度の認定を受けた事業者のメリット

県制度の認定を受けることによるメリットとしては、次のようなものがあげられます。

① 求人におけるメリット

- ・ハローワークの求人票に県制度の認定企業であることを記載することができます（求人票作成時に認定者の方が記入する必要があります）。
- ・茨城県が主催する就職面接会などへの参加企業を選定する際に優遇されます。

② 事業資金融資面におけるメリット

- ・県内金融機関（筑波銀行・常陽銀行・茨城県信用組合・水戸信用金庫）で用意している、県制度の認定事業者向けの金利優遇プランを利用することができます（プランの詳細は各金融機関にお問合せください）。

③ 外部への企業紹介におけるメリット

- ・県制度の認定を受けた事業所は、認定者一覧として茨城県のホームページに公開されます。また、認定事業所のなかでも特に優れた取り組みについては、事例紹介としてホームページ上に公開され、優良企業としての印象を広くPRできます。
- ・県制度のロゴマークを使用することができ、名刺やホームページ等に記載することで、健康経営に取り組んでいる企業であることをPRできます。

④ 入札参加におけるメリット（2022年度から）

- ・茨城県建設工事入札参加資格審査において、加点点目として取り扱われます。

次回、本誌の6月号においては、いよいよ国の「健康経営優良法人認定制度」についてご案内します。



いばらき健康経営
推進事業所

いばらき健康経営推進事業所ロゴマーク

いばらき健康経営推進事業所 認定のステップ

ステップ1 「健康宣言」の実施

協会けんぽ茨城支部へご加入の事業所さまがこの認定を受けるためには、まずは協会けんぽの「健康づくり推進事業所」の認定を受ける必要があります。
「健康づくり推進宣言書」を協会けんぽへご提出いただき、職員によるヒアリング後、認定を受けます。
申請は随時行っております。
(協会けんぽ加入事業所以外の方は、加入している健康保険組合等へお問合せください。)

ステップ2 「申請書類」の作成・郵送

「いばらき健康経営推進事業所認定書」等を作成、添付書類とあわせて協会けんぽ茨城支部へ郵送してください。
(協会けんぽ加入事業所以外の方は、県が委託する事業者へ送付)
参考 前年度の申請期間：2022年6月1日から12月31日
※申請書類のダウンロードは、茨城県HP「いばらき健康経営事業所認定制度」→「認定に関する手続き」から。
(添付書類も確認できます)

ステップ3 認定審査・認定書の交付

提出された書類に基づき茨城県が所定の審査を行い、適正と認められた場合は認定証が交付されます。

参考 前年度の認定審査：第1回 2022年8月 第2回 2022年10月 第3回 2023年2月
前年度の認定書交付：第1回 2022年9月 第2回 2022年10月 第3回 2023年3月



認定後

認定の更新

本認定制度は各年度ごとの認定となっており、引き続き認定を希望する場合は、提出期限日までに「実績報告書」の提出が必要となります(協会けんぽ加入事業所の方も、県が委託する事業者へ送付)。

参考 前年度の受付期間：2022年10月1日から11月30日

※上記は 2022 年度の内容です。2023 年度の詳細は 6 月頃公表される予定です。

主な認定基準

1. 必須達成項目

①自身の企業・事業所における健康宣言についての明文化並びに社内外への周知	④保険者に対する40歳以上の従業員の健診データの提供
②経営者自身の年に1回の定期健診受診	⑤アプリ『元気アップ!りいばらき』を活用した取り組み(団体ID取得必須)
③企業(事業所)内における健康づくり担当者の設置	⑥受動喫煙防止対策に関する取り組みの実施

2. 以下のうち1つ以上の項目について達成していること(選択必須)

①従業員全員に対しての定期健診受診(実質100%)	④従業員に対するがん検診受診の指導の実施
②要再検査者、要精密検査者への受診勧奨の取り組みの実施	⑤健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の策定
③労働安全衛生法の定めに基づいたストレスチェックの実施	

3. 以下のうち2つ以上の項目について達成していること(選択必須)

①保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	⑤従業員の感染症予防に向けた取り組みの実施
②従業員の食生活改善に向けた取り組みの実施	⑥長時間労働者への対応に関する取り組みの実施
③従業員の運動機会の増進に向けた取り組みの実施	⑦不調者への対応に関する取り組みの実施
④女性従業員の健康保持・増進に向けた取り組みの実施	

4. 任意達成項目

①管理職又は一般社員に対する健康教育機会の設定、情報の発信	③従業員間のコミュニケーション促進に向けた取り組みの実施
②従業員の健康管理に関する適切な働き方実現に向けた環境整備	④(3-⑦以外で)病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組みの実施

※上記は 2022 年度の内容です。2023 年度の詳細は 6 月頃公表される予定です。

参考資料：茨城県ホームページ「いばらき健康経営推進事業所認定制度」